

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた 金融界の取組状況について



一般社団法人

全国銀行協会

本日のテーマ

1

自主行動計画および抜本的な取組み等について

2

金融界の対応等について

本日のテーマ

1

自主行動計画および抜本的な取組み等について

2

金融界の対応等について

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定 全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（直近改定日：2025年3月26日）

2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。
まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

2024年11月22日閣議決定 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

約束手形・電子記録債権等の支払サイトの短縮・現金払い化、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する

2026年1月1日施行「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（通称：中小受託取引適正化法）

本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。

手形・小切手の電子化（廃止）について

- 手形・小切手の電子化（廃止）とは、手形（約束手形・為替手形）と小切手をそれぞれ代替となる電子的な決済手段の **電子記録債権（でんさい等）とインターネットバンキングによる振込**に移行することを指す。
- 手形・小切手の電子化の効果として、①事務負担軽減、②コスト削減、③リスク低減、④場所を選ばず利用可能、⑤資金繰り円滑化、といったメリットがある。

手形・小切手の電子化の方法

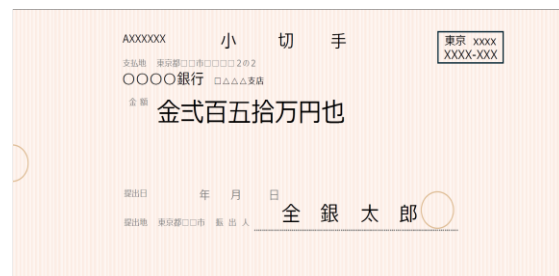
手形（約束手形・為替手形）



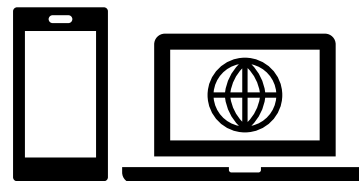
電子記録債権 (でんさい等)



小切手



インターネットバンキング (IB)による振込



手形・小切手の電子化の効果

① 事務負担軽減 (以下の対応が不要)

- ✓ 現物管理
- ✓ 手書き・ゴム印
- ✓ 印紙、押印、発送

② コスト削減 (以下の費用が不要)

- ✓ 郵送料
- ✓ 印紙代（手形のみ）
- ✓ 取立手数料

③ リスク低減 (以下の心配を軽減)

- ✓ 紛失・盗難・災害

④ 場所を選ばず 利用可能

- ✓ いつでも・どこでも
非対面の決済取引

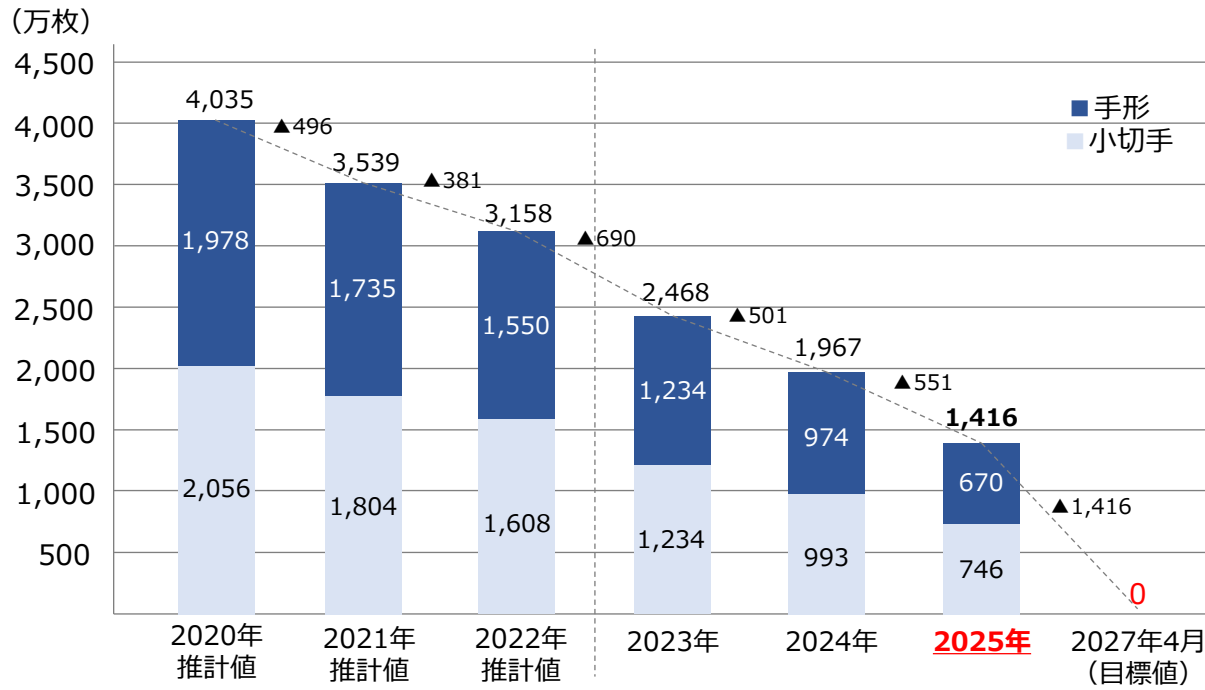
⑤ 資金繰り円滑化

- ✓ 支払期日に資金化
- ✓ 必要な分だけ分割
(でんさいのみ)

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

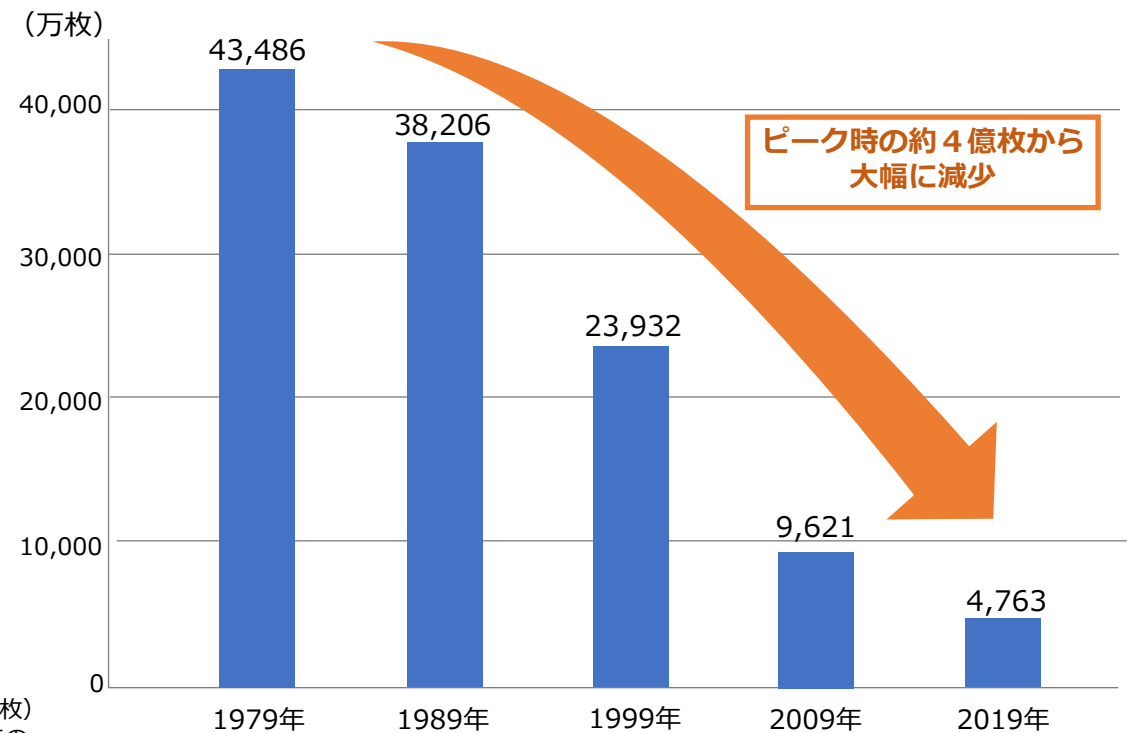
- 電子交換所における**2025年の交換枚数は1,416万枚**（手形670万枚+小切手746万枚）。
- 月ベースでの交換枚数は2025年12月時点で約100万枚。2027年3月末までに、これをゼロにする必要がある。**
- 手形・小切手等の交換枚数はピーク時の約4億枚（1979年）から大幅に減少（2025年比で20分の1）。

電子交換所における手形・小切手の交換枚数の状況



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

(参考) 全国手形交換所における手形・小切手等の交換枚数



※手形・小切手以外の証券（其他証券）を含み、行内交換を除く

中間的な評価（2025年3月実施）

- 政府の方針の下、関係者一体で電子化に向けた取組みを進め、手形・小切手の交換枚数は2020年から2024年にかけて2,068万枚を削減。
- しかし、電子交換所における手形・小切手の交換枚数は2024年時点で依然1,967万枚。同年の年間削減枚数は（旧）目標値822万枚対比61%の501万枚に留まった。また、足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点の交換枚数は月間78万枚残る試算。
- 一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価 ⇒ これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要あり。**

これまでの全面的な電子化に向けた関係者の取組状況の評価

関係者一体で電子化に向けた取組みを実施

関係者の取組み

政府・関係省庁	✓	産業界・金融界の取組みをフォローアップ、下請法改正の動き
産業界	✓	企業向け説明会の開催、業界団体による自主行動計画策定等
全銀協	✓	企業に対する周知・広報活動や、金融機関の取組みを後押しするための情報提供
金融機関	✓	企業に対する周知・広報活動や、商品・サービス及び手数料の見直し等
でんさいネット	✓	でんさいの利便性改善、でんさいライトの提供開始等

一定の成果は見られるが、
電子交換所における手形・小切手の交換枚数を踏まえると、
これまでの取組みだけでは**目標の達成は困難**

足許の手形・小切手の交換枚数等

交換枚数	✓	電子交換所における2024年の手形・小切手の交換枚数は1,967万枚
削減枚数	✓	2024年の削減枚数は501万枚/年。（旧）目標値822万枚/年の61%に留まり、2023年実績の690万枚/年からも鈍化
試算	✓	足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点で78万枚/月の手形・小切手が残る試算

抜本的な取組みを行う必要あり

抜本的な取組み - 方針 -

- これまでの取組みだけでは目標の達成は困難。全銀協として抜本的な取組みを行う。

◆ 具体的には、

- **2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**

- ✓ 目標達成時期に合わせて交換を廃止することで、関係者における電子化の取組みを一層後押しする。

◆ なお、

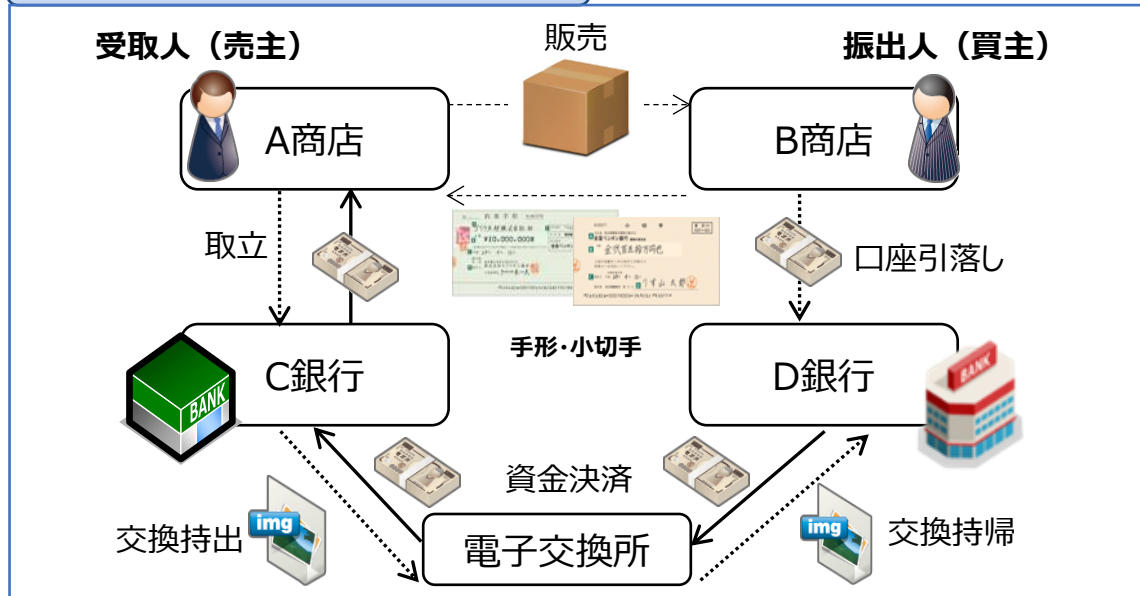
- **電子交換所システムの更改は行わない**

- ✓ 手形・小切手以外の証券についても電子化・削減を進め、わが国の生産性向上、コスト削減を図る。

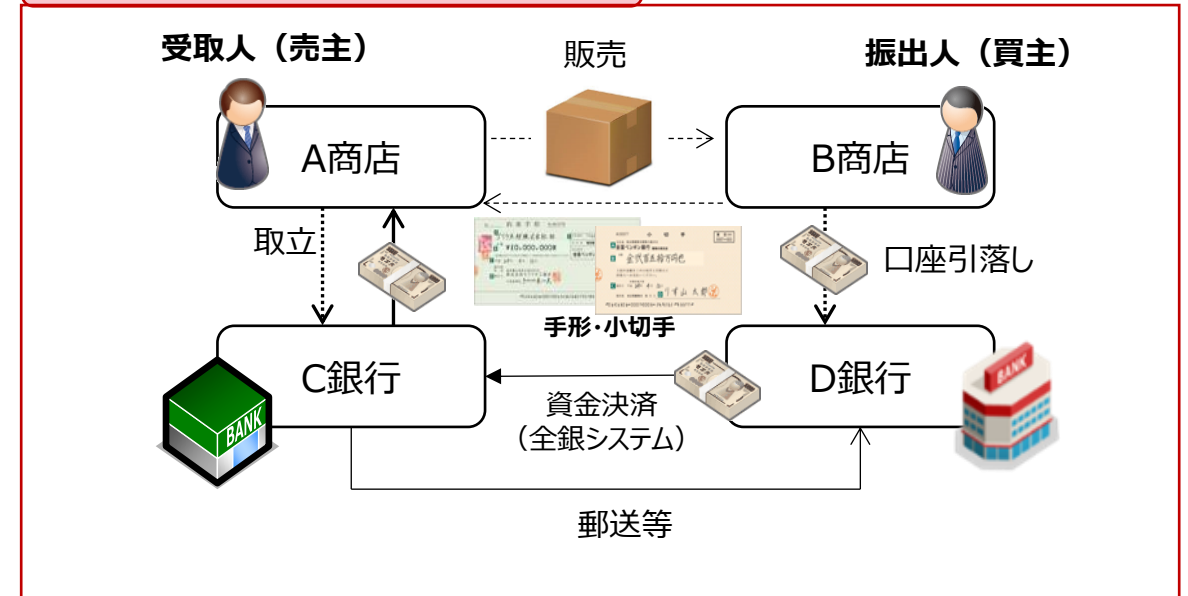
抜本的な取組み - 主な論点 -

- 2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**
 - ✓ 手形・小切手の取り扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済を行う必要がある。
⇒ 金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等が変更となり、**これまでと同様に使用できなくなる可能性あり。**
 - ✓ 電子交換所における**取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能。**

Before : 電子交換所で決済



After : 郵送等で相対決済



本日のテーマ

1

自主行動計画および抜本的な取組み等について

2

金融界の対応等について

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

金融機関における取組み事例

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート ■ でんさいサポートデスク活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート ■ EBヘルプデスク活用
地銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専担者によるIB導入・操作サポート ■ ■ 簡易版法人IB(月額利用料無料)提供 ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施
第二地銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ 法人IBサポートデスク活用 ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施
信用金庫業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ■ 顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート ■ でんさいサポートデスク活用 ■ でんさい手数料無料キャンペーン実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ 法人IBサポートデスク活用
信用組合業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ 法人IB手数料見直し ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施

金融機関における全面電子化に向けた施策 – 削減施策のアンケート結果（2025年12月時点） –

- **手形帳・小切手帳の発行終了**については、**ほぼ全ての金融機関において実施済みまたは今後実施予定**。
- **最終振出期限の設定や他行支払地の預金入金扱いの受付停止**についても、**検討中の金融機関を含めると95%以上に上る**。
- 以下が、**最終振出期限の設定**のアンケート結果のポイント。**2026年10月1日以降の振出による支払は原則不可になることも**。
 - ✓ 実施済みまたは実施予定と回答した金融機関は、**電子交換所の交換枚数ベースでは84%**を占める。
 - ✓ 特に、**都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行**については、実施予定が**100%**となっている（2026年2月時点）。
 - ✓ 実施済みまたは実施予定と回答した金融機関の**72%が2026年9月末に設定**。

金融機関へのアンケート結果（2025年12月時点）

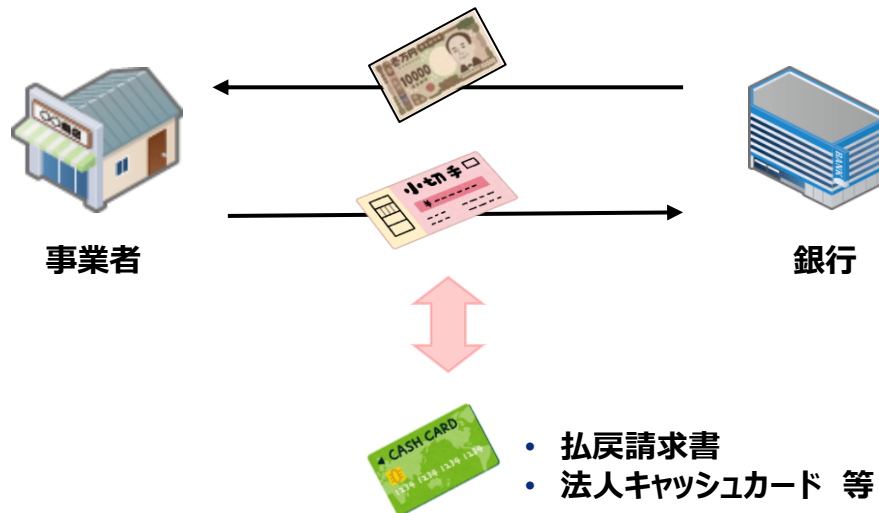
N = 1,117	施策概要	実施済	実施予定	検討中	合計
手形帳・小切手帳 発行終了	手形・小切手用紙の 発行受付を終了	6%	92%	2%	100%
最終振出期限の 設定	期限設定後、当該振出日以降に振り出 した手形・小切手は支払い利用不可	0% [※]	36%	59%	96%
他行支払地の 預金入金受付終了	他金融機関が支払地となっている手形・ 小切手の入金扱いの受付終了	1%	34%	62%	97%

※ 2025年12月時点で5金融機関が実施済と回答しているが、四捨五入の関係で0%と表示している

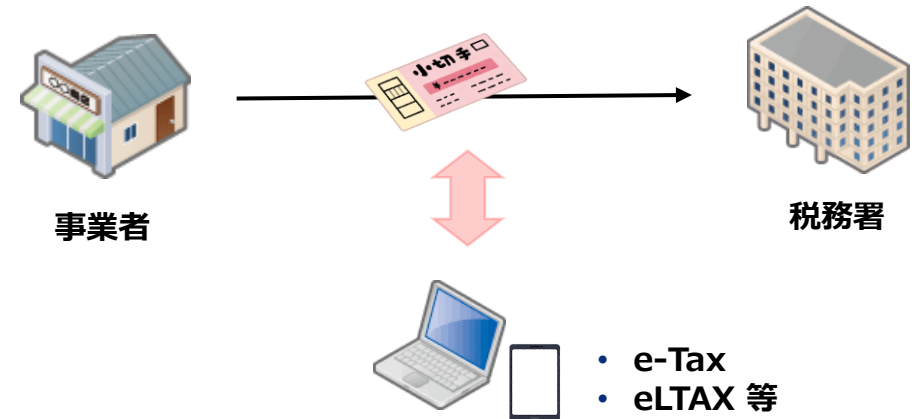
小切手による当座預金からの出金等について

- 小切手については、商取引に利用される他、当座預金からの出金や納税等のために利用されるため、電子交換所で交換される商取引の小切手を電子化したとしても、引き続き当座預金からの出金や納税のために小切手の利用が必要となるケースがある。
- 当座預金からの出金については、金融機関によっては、**小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード 等）**によって、**出金を可能とする**施策を実施（詳しくは取引金融機関にご確認ください）。
- また、納税においては、**e-TaxやeLTAX等による電子納付**も可能。小切手を利用せずに場所を選ばずにいつでも納付が可能。

当座預金からの出金



当座預金からの納税



(ご参考) 税・公金の電子納付について

- 全銀協は、企業や個人が金融機関窓口等で納めている税金や公金の電子納付を推進しています。
- 電子納付に切り替えることで、企業の負担軽減・業務効率化が見込めます。

■このようなお悩みはありませんか？

- 税金や公金の支払いのために金融機関へ行くことが手間。しかも、いつも混んでいる。
- 税務手続のためにリモートワークが進まない。

■税金や公金は、窓口納付以外にも、電子納付が可能です。
電子納付に切り替えることで、負担軽減・業務効率化が見込めます。

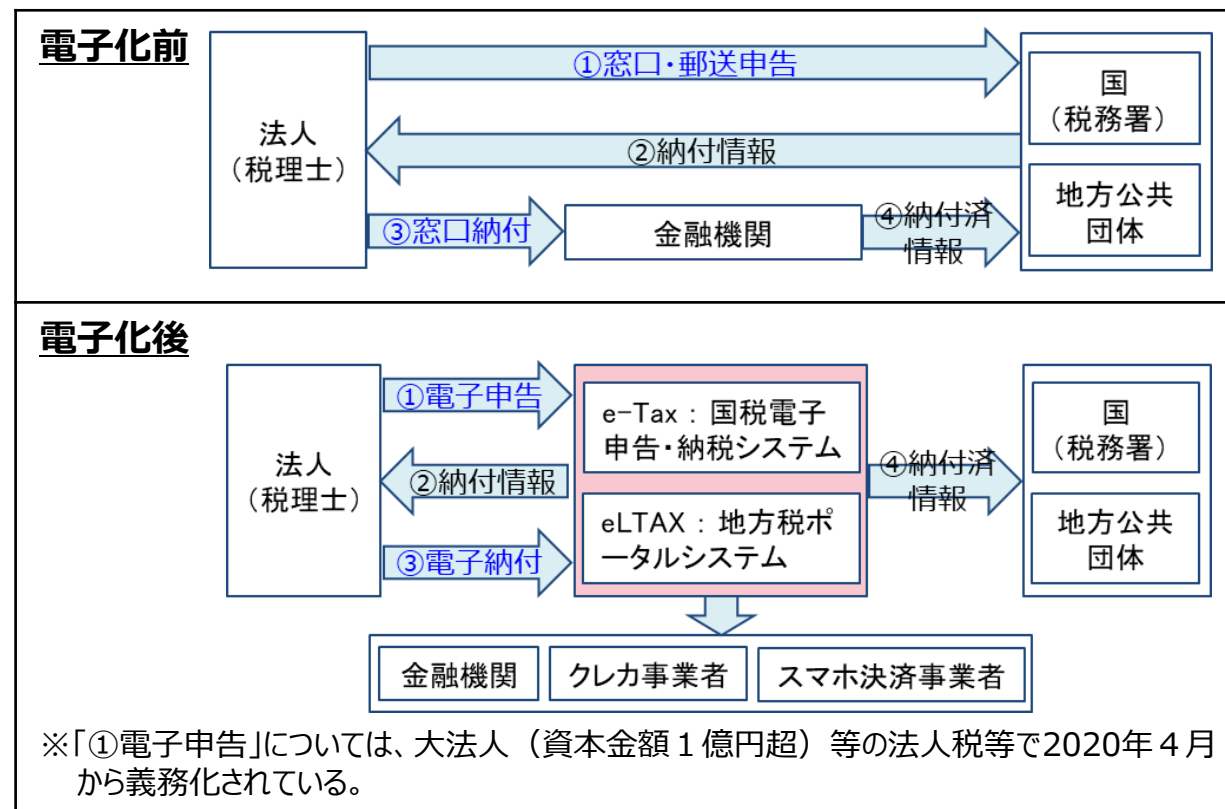
【主な税・公金の種類】

国税	所得税、法人税、消費税、印紙税
地方税	法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)
公金	労働保険料、厚生年金保険料、介護保険料

【窓口納付と電子納付の種類】

窓口納付 (書面・対面・現金)	電子納付 (デジタル・非対面・キャッシュレス)
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関窓口納付 行政機関窓口納付 コンビニ店頭納付 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 ダイレクト納付 Pay-easy (ペイジー) クレジットカード納付 スマホアプリ納付

【税務手続の電子化イメージ】



(ご参考) 税・公金の電子納付について

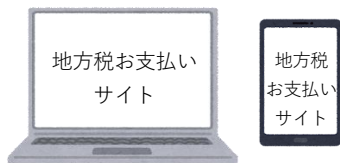
■特に、毎月の源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）等、納付機会の多い税金はe-TaxやeLTAXの「ダイレクト納付」がおすすめです。

税・公金の種類（主なもの）		納付頻度	おすすめの電子納付方法	メリット	
国税	源泉所得税	毎月	e-Tax（ダイレクト納付）	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の窓口に出向く必要なし インターネットバンキング契約不要／手数料不要 日付を指定して納付することが可能（即時も可） 地方税の個人住民税（特別徴収分）は、全地方団体への一括納付（まとめ納付）が可能 	
	法人税、消費税	決算申告月			
地方税	個人住民税（特別徴収分）	毎月	eLTAX（ダイレクト納付）		
	法人住民税、法人事業税、事業所税	決算申告月			
	固定資産税、都市計画税、（軽）自動車税	毎年 4～6月	eLTAX（「地方税お支払いサイト※」での納付） ※2026年9月24日からeLお支払いサイトに名称変更		<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の窓口に出向く必要なし 事前のeLTAX利用登録なしでも納付可
	不動産取得税	不動産取得時			
公金	労働保険料、厚生年金保険料	毎月	口座振替	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の窓口に出向く必要なし インターネットバンキング契約不要／手数料不要 納付忘れ・遅れがなくなり、延滞金の心配なし 	

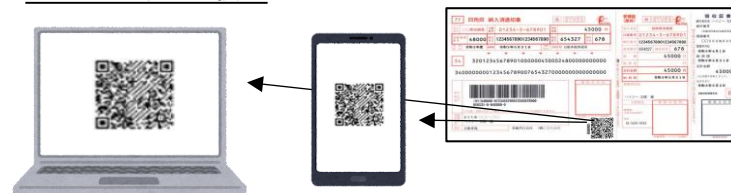
■固定資産税や（軽）自動車税等の一部地方税（2026年9月からは一部公金も対象）は、QRコード付納付書が発行されており、読み取ることで簡単に納められます。

①スマートフォン、パソコン等で

「[地方税お支払いサイト](#)」にアクセス



②カメラまたはQRコードリーダーで納付書のQRコードを読み取る



③支払方法を選択して納付する

- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・Pay-easy（ペイジー）
- ・口座振替（ダイレクト方式）※
※事前のeLTAX利用登録が必要。

全銀協における周知・広報活動について

- **2025年度は、でんさいネットと共同して手形・小切手の利用者に対する広告等を実施。**
- 全ての手形・小切手の利用企業の経営者・経理担当者の中でもこれまで全面的な電子化の周知が行き届いていない先を中心に、**地域・業種において、可能な限り対象先を網羅できるよう、以下の広告等を実施。**
- **2026年度は目標の最終年度となることから、より強力な周知・広報を行うべく、広告媒体等を検討中。**

広告一覧（2025年度）

チラシ	・手形・小切手の利用者に更なる危機感を醸成するためのチラシを作成
特設サイト	・手形・小切手の利用者向けに、電子化に関する情報を集約した特設（LP）サイトを開設 https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/
ウェブ広告	・YouTube・TVerの動画広告 ・特設サイト開設に伴うバナー広告
交通広告	・全国（北海道～鹿児島）の主要都市の駅でのデジタルサイネージ ・東京・大阪の主要路線の電車広告
新聞広告	・手形・小切手の利用が多いと思われる地域新聞への広告
雑誌広告	・建設業・製造業・卸小売業の業界誌（紙）への広告 ・税理士・会計士向けの雑誌広告
音声広告	・主要都市のAMラジオ等への音声広告

チラシ・特設サイト・動画（2025年度作成）

<チラシ>



<動画>



<https://www.youtube.com/watch?v=BhXCdvTyzNc>

<特設サイト>



まとめ

- 国も「手形・小切手の利用廃止」の方針を決定。国（政府）・産業界・金融界が一体となって手形・小切手の電子化の取組みを推進。
- 手形・小切手の電子化は、業務効率化・生産性向上、コスト削減の効果あり。
- 手形・小切手の電子化（2027年3月末の電子交換所での手形・小切手の交換廃止）まで1年を切っている状況。
- ほぼ全ての金融機関において手形帳・小切手帳の発行終了を予定。また、2026年9月末に最終振出期限を設定する金融機関が増加しており、2027年3月末より前に手形・小切手による当座勘定からの支払ができなくなる場合がある。
- 2027年3月末だけではなく、2026年9月末の最終振出期限直前には申込が殺到し、切替に時間がかかり、対応が間に合わなくなる可能性もあることから、是非、早期の電子化を取引金融機関にご相談いただきたい。

ご清聴いただきありがとうございました